

## 北海道暴力団の排除の推進に関する条例の制定

平成23年4月1日から、「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が施行されます。

条例の基本理念は、

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

となっています。

また、条例の概要は次のとおりです。

### ◇道が講ずべき措置

- ・道の公共事業等から暴力団関係者を排除します。
- ・道の公の施設が暴力団の活動に利用されないために、必要な措置を講じます。

### ◇事業者が講ずべき措置

- ・事業者が暴力団を利用する行為や利益供与することなどが禁止されます。

### ◇不動産の譲渡等における措置

- ・暴力団事務所に使用されることを知りながら、不動産の譲渡などを行うことが禁止されます。

### ◇青少年の健全育成を図るための措置

- ・学校等の周囲200メートルの区域内での暴力団事務所の開設・運営が禁止されます。

現在、天塩警察署管内に居住する暴力団員は把握されていませんが、今後入り込んでくるおそれや他署管内に居住する暴力団員が訪れ事件を起こしていくおそれがあり、暴力団を入り込ませず、安全で安心なまちづくりを引き続きしていくため、暴力団に関する情報があれば警察署・駐在所まで情報提供をお願いします。

天塩警察署 電話 2-2110

## 全国健康保険協会からのお知らせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部の健康保険料率が、本年3月分(4月給付分)より9.60%(現行9.42%)に変わります。

協会けんぽの財政状況は、累積赤字を抱える中、毎年続く医療費の増加と、厳しい経済状況を反映して保険料収入の基礎となる賃金水準が落ち込んでいる等から、非常に厳しい状況となっています。

北海道支部は、加入者1人当たりの医療費が高いことから、保険料率も全国一高くなっており、みなさまの健康づくりが重要です。

詳しくは協会けんぽのHPまたは協会けんぽ北海道支部まで。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

全国健康保険協会北海道支部

電話 011-726-0352



## インフォメーション

### 平成23年7月をもって、地上アナログ放送が終了します!

使い終えたアナログテレビなど、家電リサイクル法対象製品は、買い換えた販売店が引き取り、メーカーがリサイクルします。

#### ■対象商品

- ◇テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式)
- ◇冷蔵庫及び冷凍庫
- ◇洗濯機及び衣類乾燥機
- ◇エアコン

#### ■処分の方法

##### ◇買い替えの場合

購入する販売店へ運搬、処理を依頼し、運搬料とリサイクル料を支払います。

##### ◇買い替え以外の場合

その製品を購入した販売店へ、運搬、処理を依頼し、運搬料とリサイクル料を支払います。

なお、リサイクル料を郵便局でお支払いになり、ご自分で指定引取場所まで廃家電を運搬することも可能です。(その際、運搬料は不要となります。)

#### ※幌延近郊の指定引取場所

- ・(株)ホッコウ稚内営業所  
稚内市大黒1丁目5-12  
電話 0162-24-5755
- ・エア・ウォーター物流(株)稚内営業所  
稚内市声問4丁目18-22  
電話 0162-26-2711

※道内の廃家電指定引取場所は、道庁循環型社会推進課のホームページに掲載されています。

URL:[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top\\_page/kaden-risaikuru-top.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/kaden-risaikuru-top.htm)